

昭和二十六年一月十一日受領
答 弁 第 三 五 号

(質問の 三五)

内閣衆質第三五号

昭和二十六年一月十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出食糧の配給と供出制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出食糧の配給と供出制度に関する質問に対する答弁書

食糧の供出配給制度は、乏しい食糧を国民に公平に配分し、それによつて物価、賃金の安定を図らうとするものであつて、食糧不足期における国民生活安定のための不可欠の措置である。しかしながら供出は農家に対し農産物の販売を強制する面があり、配給制度は消費者に主食の種類を選択権が與えられず、しかも消費規正を伴つてゐるので、食糧の需給が緩和、安定するならば、そうした制度は改められるのは当然である。したがつて、政府は、経済情勢と食糧事情の推移を考慮して、需給が緩和されたものについては現行制度を改めたいと考えてゐる。過日の三相覚書もそのような趣旨で決定されたものである。

右答弁する。